

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律			法令番号	平成 2 年法律第 70 号			
手続名	食鳥検査（ 1 / 2 ）			根拠条項	法第 15 条			
審 査 基 準	<p>（生体検査）</p> <p>○法第 15 条第 1 項 食鳥処理業者は、食鳥をとさつしようとするときは、その食鳥の生体の状況について都道府県知事が行う検査を受けなければならない。</p> <p>○規則第 27 条第 1 項第 2 号 生体検査（法第 15 条第 1 項の検査をいう。）は、とさつ前に、その食鳥の生体の状況について望診をし、法第 15 条第 4 項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥について一羽ごとに更に検査をし、判定することにより行う。</p> <p>（脱羽後検査）</p> <p>○法第 15 条第 2 項 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出しようとするときは、その食鳥とたいの体表の状況について都道府県知事が行う検査（以下「脱羽後検査」という。）を受けなければならない。</p> <p>○規則第 27 条第 3 項 脱羽後検査は、脱羽（食鳥の羽毛の除去をいう。以下同じ。）の後、一羽ごとに、食鳥とたいの体表の状況について望診及び触診をし、法第 15 条第 4 項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該食鳥とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。</p> <p>（内臓摘出後検査）</p> <p>○法第 15 条第 3 項 食鳥処理業者は、食鳥とたいの内臓を摘出したときは、その内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について都道府県知事が行う検査（以下「内臓摘出後検査」という。）を受けなければならない</p> <p>○規則第 27 条第 4 項 内臓摘物後検査は、食鳥とたいの内臓を摘出した後、一羽ごとにその内臓及び食鳥中抜とたいの体壁の内側面の状況について望診及び触診をし、法第 15 条第 4 項各号に掲げる疾病又は異常の疑いを認めた場合は、当該内臓及び食鳥中抜とたいについて更に検査をし、判定することにより行う。</p>							
	受付 機関	（公財）佐賀県 食鳥肉衛生協会	処理 機関	（公財）佐賀県食 鳥肉衛生協会	交付 機関	（公財）佐賀県食 鳥肉衛生協会	標準処理期間 1 日	目次
							標準経由期間 日	No.

審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部（局）・課 生活衛生課

法令名	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律			法令番号	平成 2 年法律第 70 号		
手続名	食鳥検査（ 2 / 2 ）			根拠条項	法第 15 条		
審査基準	<p>○法第 15 条第 4 項 前 3 項の規定による検査は、次に掲げるものの有無について行うものとする。</p> <p>1 家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病</p> <p>2 前号に掲げるもの以外の疾病であって厚生労働省令で定めるもの</p> <p>3 潤滑油の付着その他の厚生労働省令で定める異常</p> <p>○規則第 25 条 法第 15 条第 4 項第 2 号又は第 3 号の厚生労働省令で定める疾病又は異常は、別表第 7 のとおりとする。</p> <p>○別表第 7 狂大病、封入体肝炎、オウム病、大腸菌症、伝染性コリーザ、豚丹毒菌病、サルモネラ症、ブドウ球菌症、リステリア症、毒血症、膿毒症、敗血症、真菌病、原虫病（トキソプラズマ病を除く）、トキソプラズマ病、寄生虫病、変性、尿酸塩沈着症、水腫、腹水症、出血、炎症、萎縮、腫瘍（マレック病及び鶏白血病を除く。）、臓器の異常な形、大きさ、硬さ、色又はにおい、異常体温（著しい高熱（摂氏 43 度以上）又は低熱（摂氏 40 度未満）を呈しているものに限り、日射病又は熱射病によるものを含む。）、黄疸、外傷、中毒諸症（人体に有害のおそれのあるものに限る。）、削瘦及び発育不良（著しいものに限る。）、生物学的製剤の投与で著しい反応を呈した状態、潤滑油又は炎性産物等による汚染、放血不良、湯漬過度（湯漬が原因で、肉が煮えたような外観を呈した状態をいう。）</p>						
	受付 機関	（公財）佐賀県 食鳥肉衛生協会	処理 機関	（公財）佐賀県食 鳥肉衛生協会	交付 機関	（公財）佐賀県食 鳥肉衛生協会	標準処理期間 1 日
						標準経由期間 日	No.